

マレーグマ輸送等業務 仕様書

1 業務の概要

本仕様書は、札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に対して委託するマレーグマ輸送業務の仕様を定めるものである。

(1) 業務名称

マレーグマ輸送等業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日まで

(3) 業務目的

台北市立動物園（台湾）で飼育中のマレーグマ 2 頭を、札幌市円山動物園熱帯雨林館マレーグマ獣舎まで安全かつ迅速に輸送することを目指す。

(4) 輸送動物種

マレーグマ

(5) 数量

オス 1 頭（17 歳、体重 63kg：令和 6 年 8 月 7 日計測）

メス 1 頭（17 歳、体重 48.4kg：令和 6 年 7 月 17 日計測）

2 業務内容

受託者の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、巾 75cm・奥行 110cm・高さ 120cm 程度、地面から檻床面の高さ 20cm 程度で、4 個の車輪を装備した、対象動物それぞれの輸送に適した構造及び強度の輸送檻 2 個を作成すること。輸送檻の仕様詳細は別途委託者が指示する。なお、輸送檻は当該動物種の輸送に関して、IATA（International Air Transport Association）の Live Animals Regulations (LAR) を満たすとともに、「動物の愛護及び管理に関する法律」に定める特定動物飼養施設としての許可を受けたものでなければならない。輸送に使用した輸送檻 2 個は、輸送後は委託者の所有とする。
- (2) 受託者は、委託者及び台北市立動物園と日程を調整の上、用意した輸送檻を台北市立動物園に輸送すること。併せて輸送檻の輸送に必要な通関その他必要な手続きを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者及び台北市立動物園と綿密な打合せにより日程を調整の上、台北市立動物園から台湾桃園国際空港までトラックによる陸上輸送、

台湾桃園国際空港から新千歳空港まで可能な限り直行便による航空輸送、新千歳空港から札幌市円山動物園までトラックによる陸上輸送で、当該動物を入れた輸送檻を輸送すること。併せてその輸送に必要な通関手続き、CITESに係る輸入承認申請、動物輸入に係る届出、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく特定動物の輸送に係る関係官庁への届出等その他必要な一切の手続きを行うこと。

3 特記事項

- (1) 輸送費のほか、輸送檻作成費用、輸出入手続き等の本業務に必要な申請や届出に要する費用は、受託者で負担すること。
- (2) 動物輸送は、台北市立動物園で当該動物が入った輸送檻を受け取りトラックに積み込み、札幌市円山動物園熱帯雨林館マレーグマ獣舎で輸送檻をトラックから降ろし、委託者に引き渡すまでとする。
- (3) 動物輸送の際は、温度・騒音・振動等動物に及ぼす影響に十分配慮し、空調機器の使用や通風の確保により輸送檻内の温度の低下および上昇への対策をとること。また、動物輸送に使用するトラックは、安全に輸送檻の積み降ろしができるクレーンまたはテールリフトゲートを装備した車両を使用すること。別途クレーン車やフォークリフト等の重機を使用する場合は、受託者で手配及び負担すること。
- (4) 特定動物の輸送に係る「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく関係官庁への申請や届出は、適正に行うこと。
- (5) 輸送の際、適宜動物とその輸送檻の状態を確認し、異常がみられた場合等の非常の場合は、速やかに委託者と連絡をとること。
- (6) 輸送の際、輸送檻は確実に固定すること。また、輸送檻内の動物が人目に付かないように配慮すること。
- (7) 輸送の際、積み降ろしに係る作業については、受託者の責任において必要な有資格者を配置すること。
- (8) その他法令を順守し、委託者と綿密に調整すること。
- (9) 受託者は本業務で知りえた内容、情報等を第三者に漏えいしないこと。受託者の故意または過失に起因する情報漏えいにより、動物の輸入手続き及び動物輸送に重大な損害が生じた場合、受託者の責任で損害賠償すること。
- (10) 台北市立動物園で当該動物が入った輸送檻を受け取った後、札幌市円山動物園まで動物輸送を行い委託者へ引き渡すまでの間に、受託者の故

意または過失により、動物に重大な損害が生じた場合、受託者の責任で損害賠償すること。

- (11) 為替レートの変動による輸送費の増減については、契約金額にかかわらず受託者の負担とする。

4 提出書類等

- (1) 業務実施計画書

業務着手後、速やかに提出すること。

- (2) 輸送檻輸送経路図および動物輸送経路図

業務着手後、速やかに提出すること。

- (3) 業務完了届

業務完了後、速やかに提出すること。

- (4) 記録

「2 業務内容」の(2)、(3)の履行状況の記録を写真撮影して整理したものを、業務完了後速やかに委託者に提出すること。

5 その他

- (1) 受託者は本業務を遂行するにあたり、関係法令、委託契約書および本仕様書を遵守すること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項および業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを決定・処理するものとする。